

各種施策について

障害者支援施設関係

雇児総発 0726 第 1 号
社援基発 0726 第 1 号
障障発 0726 第 1 号
老高発 0726 第 1 号
平成 28 年 7 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明であります。管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

雇児総発第 382 号

平成 13 年 6 月 8 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



児 童 の 安 全 の 確 保 に つ い て

本日、大阪府内の小学校において、児童が殺傷される事件が発生しました。つきましては、下記の事項に留意のうえ、管内市町村及び児童福祉施設等に対し、あらためて児童の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いします。

記

- 1 施設職員の協力体制や施設の管理体制、警察等関係機関との連携等を確保し、日頃から児童の安全の確保を図ること。
- 2 地域に開かれた児童福祉施設づくりを推進することは重要であり、そのためにも地域のボランティア、保護者及び地域の関係団体等の協力も得つつ、地域と一体となって児童の安全確保に努めること。



雇児総発第 402 号
平成 13 年 6 月 15 日

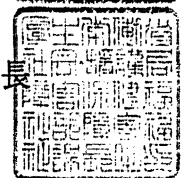
都道府県
各 指定都市、民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



児童福祉施設等における児童の安全の確保について

保育所、児童養護施設等の児童福祉施設等の入所児童や放課後児童健全育成事業等の児童福祉事業の利用児童の安全の確保については、従来から種々ご尽力いただいているところであります。

今般、大阪府内の小学校において児童が殺傷される痛ましい事件が発生し、本年 6 月 8 日付け雇用均等・児童家庭局総務課長通知であらためて児童の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところでありますが、児童福祉施設等におけるこのような事件の発生予防は言うに及ばず、万一発生した場合には迅速かつ的確な対応が重要であり、施設等においては、日頃から職員の協力体制は勿論のこと、保護者との緊密な連絡体制や警察等地域関係機関との連携体制等を確保することが重要です。

また、児童が安全な環境の中で安心して育っていくことができるよう、施設も参加した地域のコミュニティーづくりを推進し、このような事件の発生予防につなげていく必要があります。

については、危機管理の観点から現状を点検し、問題点を把握することにより児童の安全の確保を一層充実するため、とり急ぎ別添の点検項目を策定したので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いします。

なお、別添の点検項目については、今後、関係者からの意見等を踏まえ、追加・修正等を行う場合があることを申し添えます。

おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であります。

記

1. 児童福祉施設等については、従来から、地域に開かれた施設づくりを推進してきており、地域のボランティア、保護者、関係団体等の協力も得つつ、地域と一体となって児童の安全確保に努めること。地域に開かれた施設づくりは、危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう留意すること。
2. 児童福祉施設等の児童の安全の確保については、都道府県、市町村と各施設等が一体となって対策を検討すること。
3. 点検項目については、標準的なガイドラインとして策定したものであり、実施に当たっては、地域や施設の実情に応じて適宜追加・修正して差し支えないこと。

都道府県・市町村の施設・事業の所管課における点検項目

1. 日常の安全管理

(方針の明示と施設等間の情報交換)

○児童の安全確保についての都道府県・市町村の方針等を明らかにしているか。

○管内の施設等の間での情報の迅速な交換ができる体制をつくっているか。

(関係機関・団体との連携)

○児童の安全確保のため、次のような措置を講じ、関係機関・団体との連携を図っているか。

- ・警察、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関や関係団体、民生・児童委員等への協力要請や情報交換を行っている。
- ・近接する都道府県・市町村間等で不審者等に関する情報を提供しあう体制をとっている。

2. 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の体制)

○管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・速やかに関係する地域の施設等に情報を提供し、注意喚起すること。
- ・警察に対し、当該施設等の周辺におけるパトロール等の実施を要請するなど、関係機関との連携を図る。
- ・地域の関係団体に注意喚起し、児童の安全確保のための協力を求める。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

○管内の施設等において、不審者が立ち入った場合などの緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。

- ・施設等からの緊急時の連絡に対応する体制をとっている。
- ・緊急時に、関係部局等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における危機管理を支援する体制をとっている。

児童福祉施設・事業（通所型）における点検項目

1. 日常の安全管理

（職員の共通理解と所内体制）

- 安全管理に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。
- 児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。
- 職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。
- 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。
- 防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。

（関係機関等との連携）

- 市町村の施設・事業所管課、警察署、児童相談所、保健所等関係機関や民生委員・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど周知徹底しているか。
- 近隣の個人、保育所、幼稚園、学校等と相互に情報交換する関係になっているか。

（施設・事業者と保護者の取り組み）

- 児童に対し、犯罪や事故から身を守るため、屋外活動に当たっての注意事項を職員が指導しているか。また、家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

（施設設備面における安全確保）

- 門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。
- 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。
- 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。

（近隣地域の危険箇所の把握と対応）

- 日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めているか。

（保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保）

- 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。
- ファミリー・サポート・センターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。

（保育所・障害児通園施設の所外活動における安全確認）

- 危険な場所、設備等を把握しているか。

○携帯電話等による連絡体制を確保しているか。

(保育所・障害児通園施設の安全に配慮した施設開放)

○施設開放時は、保護者に対して児童から目を離さないよう注意を喚起しているか。

(児童館・放課後児童クラブ児童の来所及び帰宅時における安全の確保)

○来所の利用児童について、保護者等への連絡先が把握されているか。

○児童の来所及び帰宅に関しては、地域の危険箇所を把握し、児童・保護者に注意を喚起しているか。

○児童が来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるようあらかじめ児童・保護者に場所を周知しているか。

○放課後児童クラブの児童に関しては、安全な経路を通るよう指導しているか。

2. 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の連絡等の体制)

○施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。
- ・児童・保護者等の利用者に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意を喚起する。
- ・警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。

- ・ 児童の安全確保のため、保護者や民生・児童委員、地域活動団体等の協力を得ている。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

○施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。

- ・ 直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。
- ・ 不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。
- ・ 直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、児童への注意喚起、児童の安全を確保し、避難誘導等を行う。
- ・ 警察や施設・事業所管課、保護者等に対し、直ちに通報する。

児童福祉施設（入所型）における点検項目

1. 日常の安全管理

（職員の共通理解と施設内体制）

- 安全確保に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供し、対応する職員に確認をしているか。
- 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。
- 防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。

（不審者情報に係る地域や関係機関等との連携）

- 施設周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。
 - ・日頃から警察などの関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
 - ・地域の自治会、民生・児童委員や通学する学校等との間で情報を提供しあう体制をとっている。

(施設生活や外出中における安全確保の体制)

- 施設生活（交流行事など）や外出中における安全確保のための職員の役割分担を定め、入所児童の状況を把握しているか。

(登下校時における安全管理の体制)

- 登下校時において、入所児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。

- ・入所児童に対し定められた通学路を通過して登下校するように指導している。
- ・通学路において人通りが少ないなど、入所児童が登下校の際により注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意喚起している。
- ・登下校時等の万一の場合、交番や児童委員の家等の入所児童が避難できる場所を入所児童一人一人に周知している。

(安全に配慮した施設開放)

- 施設開放に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。
- ・施設開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者等の侵入防止のための方策を講じている。
- ・来訪者に対して、施設開放時の安全確保等について記載したパンフレットなどを配布し、注意喚起している。

(施設設備面における安全確保)

- 門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。
- 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。
- 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制を確認しているか。

(入所児童に対する安全管理についての指導)

- 入所児童が犯罪や事故の被害から自分を守るため、戸外での行動に当たって遵守すべき事項について、施設は入所児童に指導しているか。

2. 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の連絡等の体制)

- 施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。
 - ・警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。
 - ・緊急時の入所児童の避難方法や登下校の方法などについて、あらかじめ対応方針を定めている。
 - ・児童の安全確保のため、民生・児童委員や地域活動団体等の協力を得ている。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

- 施設内に不審者が立ち上がった場合など緊急時に備え、次のような体制を整備

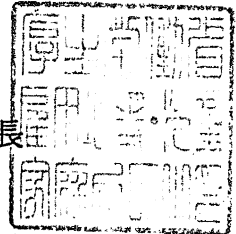
しているか。

- ・直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。
- ・不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。
- ・直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、児童への注意喚起、児童の安全を確保し、避難誘導等を行う。
- ・警察や施設・事業所管課等に対し、直ちに通報する。

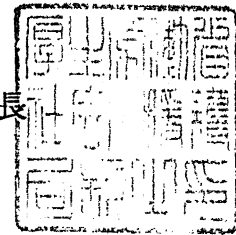
雇児発第 685 号
社援発第 1837 号
平成 13 年 10 月 18 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



児童福祉施設等の安全管理に関する緊急対策と財政支援について

児童福祉施設の安全の確保については、大阪府内の小学校の児童殺傷事件を踏まえ、各地方自治体を通じて適切な安全管理に努めるよう注意喚起し、さらに安全の確保を一層充実するため、点検項目を策定し関係課長から通知したところです。

一方、児童福祉施設等は、従来から地域に開かれた施設づくりを推進してきており、地域と一体となった児童の安全確保に努めていただいているところです。

しかしながら、児童の安全管理対策のための設備整備等を行う必要がある場合は、公費負担による既定の運営費のほか、備品等購入引当金（備品購入費積立金）の充当、繰越金（当期未支払資金残高）の取り崩し等の方法により対応可能ですが、このような方法をもって対応が困難な施設について下記の措置を講じることとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知頂きますようお願いいたします。

については、平成 13 年度分の管内児童福祉施設等にかかる整備計画をとりまとめるのうえ、平成 13 年 11 月 30 日までに、別紙様式により協議願います。

なお、この取り扱いは、平成 13 年度及び 14 年度の臨時特例の措置として取扱うものであることを念のため申し添えます。

記

1 対象施設

婦人保護施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、へき地保育所、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児（者）通園事業施設（A 型）

2 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担 (補助) 金による特例措置

(1) 特例措置の概要

① 施設整備費による対応

門、フェンス等の外構が破損し、大規模修繕等を行う必要がある場合の措置として、1施設当たりの総事業費の下限を次のように取り扱うこととする。

(入所施設)	1,000万円以上	→	100万円以上
(保育所等の入所施設以外)	500万円以上	→	30万円以上

② 設備整備費による対応

警察機関への非常通報装置等の整備を実施するため、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金交付要綱の設備整備費の対象種目を追加する。

(対象品目)・警察機関への非常通報装置

・その他テレビカメラ付きインターホン、人感センサー付き防犯ベル、防犯ミラーなど児童福祉施設等の安全管理に必要なもの

(補助基準単価) 300千円以上600千円以内

(2) 関連通知の取扱いについて

① 平成7年11月30日社援施第171号本職通知「社会福祉等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」の2の(1)の「ただし、アスベスト処理工事については」を「ただし、アスベスト処理工事及び児童福祉施設等の安全管理に関する緊急整備工事については」に読み替えるものとする。

② 上記(1)の②に係る「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金交付要綱」の改正については別途通知する。

障害者支援施設

概要

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援(施設入所支援)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型等)を実施。

【対象者】

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

日中活動の場(昼間)

以下の事業を施設入所支援と組み合わせて実施

【介護給付】

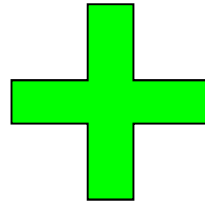
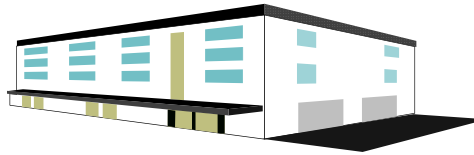
- ① 生活介護

【訓練等給付】

- ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ③ 就労移行支援
- ④ 就労継続支援B型
- ⑤ 就労継続支援A型(経過措置)



障害者支援施設



居住支援の場(夜間)

施設入所支援



入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施

居宅の障害者が、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設の短期間の入所を必要とする場合、短期入所としても利用可能(短期入所の事業所指定が別途必要)



通所

居宅

介護を行う者の疾病等の場合

一体的に指定



生活介護

○ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,139単位	851単位	599単位	539単位	491単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(33～265単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)

→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ 事業所数 9,240(国保連平成28年3月実績)

○ 利用者数 266,446(国保連平成28年3月実績)

施設入所支援

○ 対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	453単位	382単位	308単位	232単位	168単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ②重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者に対する支援
→(一)体制を整えた場合[7単位]
(二)夜間支援を行った場合[180単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- ・利用定員が21人以上40人以下の場合[49単位]
 - ・利用定員が41人以上60人以下の場合[41単位]
 - ・利用定員が61人以上の場合[36単位]

○ 事業所数 2,617(国保連平成28年3月実績)

○ 利用者数 131,565(国保連平成28年3月実績)

指定障害者支援施設の人員基準について(概要)

生活介護を行う場合

医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上 ※ 看護職員とは、保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。
理学療法士又は作業療法士	生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上（1人以上は常勤）
<p>※ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員数の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数及び④に掲げる数を合計した数以上</p> <p>① 平均障害支援区分が4未満：利用者数（厚生労働大臣が定める者を除く。②及び③において同じ。）を6で除した数〔6：1〕</p> <p>② 平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数〔5：1〕</p> <p>③ 平均障害支援区分が5以上：利用者数を3で除した数〔3：1〕</p> <p>④ 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数</p>	
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数60人以下：1人以上 ● 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 1人以上は常勤</p>

※ 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

施設入所支援を行う場合

生活支援員	<p>施設入所支援の単位ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数60人以下：1人以上 ● 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型のみ提供にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする</p>
サービス管理責任者	当該施設等において、昼間実施サービスを行う場面に配置されるサービス管理責任者が兼ねること

精神保健福祉法関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院形態について

1 任意入院(法第20条)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者

【要件等】 精神保健指定医の診察は不要

2 措置入院／緊急措置入院(法第29条／法第29条の2)

【対象】 入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

【要件等】 精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置

(緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間は72時間以内に制限される。)

3 医療保護入院(法第33条)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者

【要件等】 精神保健指定医(又は特定医師)の診察及び家族等のうちいずれかの者の同意が必要

(特定医師による診察の場合は12時間まで)

4 応急入院(法第33条の7)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、急速を要し、家族等の同意が得られない者

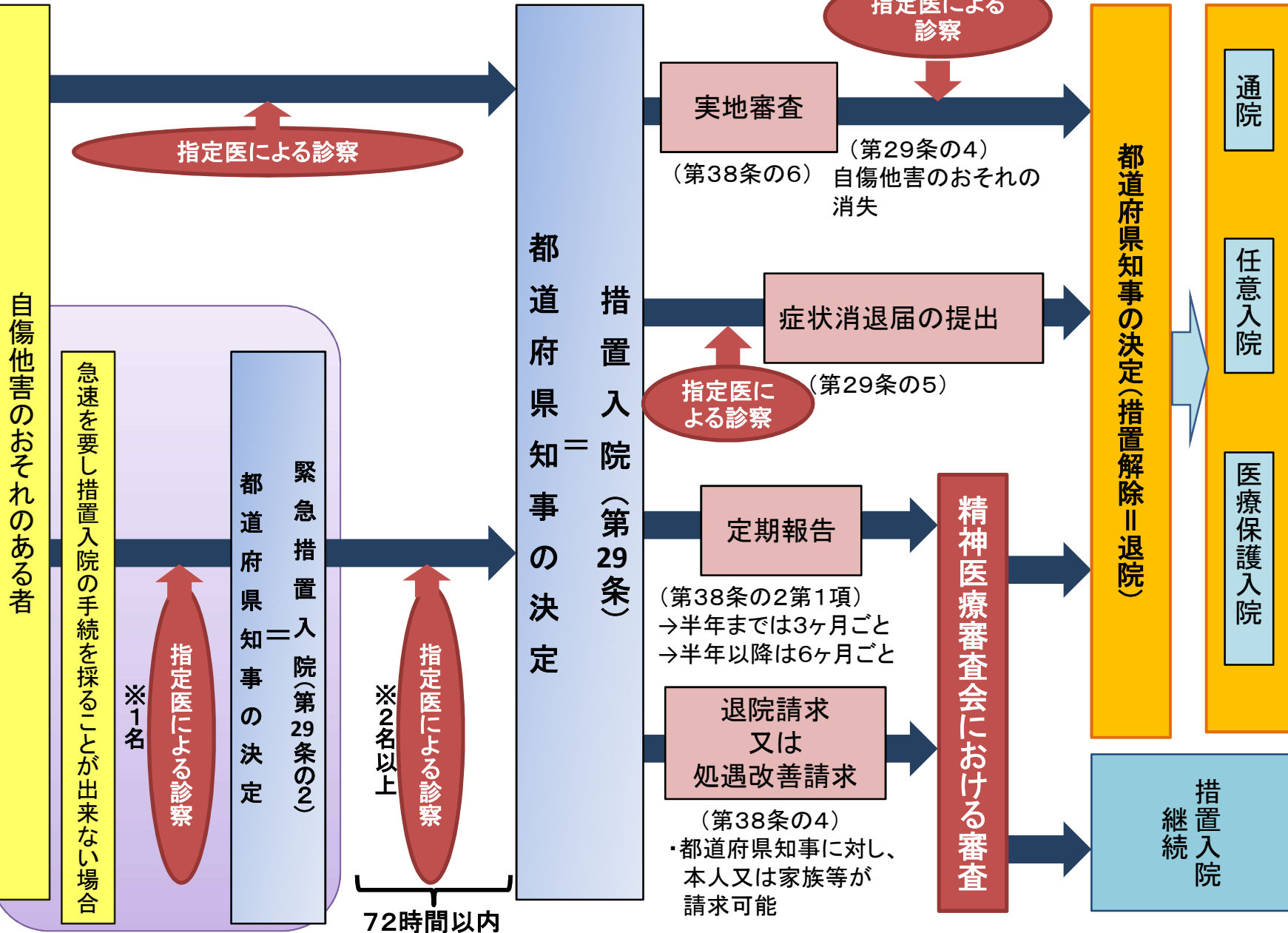
【要件等】 精神保健指定医(又は特定医師)の診察が必要であり、入院期間は72時間以内に制限される。

(特定医師による診察の場合は12時間まで)

措置入院／緊急措置入院(第29条／第29条の2)の流れ

- ・一般人(第22条)
- ・警察官(第23条)
- ・検察官(第24条)
- ・保護観察所の長(第25条、第26条の3)
- ・矯正施設の長(第26条)
- ・精神科病院の管理者(第26条の2)等

通報



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条の2の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年厚生省告示第125号)

第一

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定に基づく入院に係る精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある旨の法第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医による判定は、診察を実施した者について、入院させなければその精神障害のために、次の表に示した病状又は状態像により、自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為(以下「自傷行為」という。)又は殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為(以下「他害行為」といい、原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。)を引き起こすおそれがあると認めた場合に行うものとする。

二 自傷行為又は他害行為のおそれの認定に当たっては、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実行為等を考慮するものとする。

病状又は状態像	自傷行為又は他害行為のおそれの認定に関する事項	原因となる主な精神障害の例示
抑うつ状態	悲哀感、焦燥感、絶望感等の一般的な抑うつ感情、思考面での集中困難、思考制止、行動面での運動制止等がみられ、これに抑うつの内容の錯覚、幻覚、妄想を伴うことがしばしばあることから、このような病状又は状態像にある精神障害者は、自殺念慮、自傷念慮、心中念慮等を抱く結果、自傷行為又は他害行為を行うことがある。	躁うつ病圏 統合失調症圏 症状性又は器質性精神障害 心因性精神障害等
躁状態	爽快感、易怒的、刺激的な昂揚感等の躁的感情、自我感情の肥大、思考面での観念奔逸、行動面での運動興奮等がみられ、これに躁的な内容の誇大等の妄想を伴うことがしばしばあることから、このような病状又は状態像にある精神障害者は、思考及び運動の抑制が減弱又は欠如し、傲慢不そんな態度が度を越す結果、自傷行為又は他害行為を行うことがある。	躁うつ病圏 統合失調症圏 症状性又は器質性精神障害等
幻覚妄想状態	幻覚、妄想がみられ、これに幻覚、妄想に対する自覚、洞察の欠如を伴うことがしばしばあることから、このような病状又は状態像にある精神障害者は、現実検討能力に欠け、恐慌状態や興奮状態に陥りやすい結果、自傷行為又は他害行為を行うことがある。	統合失調症圏 中毒性精神障害 躁うつ病圏 症状性又は器質性精神障害等
精神運動興奮状態	欲動や意志の昂進又は抑制の減弱がみられ、これに思考の減裂傾向を伴うことがしばしばあることから、このような病状又は状態像にある精神障害者は、多動興奮状態に陥りやすい結果、突発的に自傷行為又は他害行為を行うことがある。	統合失調症圏 中毒性精神障害 躁うつ病圏 心因性精神障害 症状性又は器質性精神障害等
昏迷状態	意志発動性が強く抑制されているために、精神的にも身体的にも外界にほとんど応答できない状態がみられ、このような病状又は状態像にある精神障害者は、対人接触等の日常社会活動のみならず、摂食、排泄、睡眠等の生命維持に必要な活動を行うことができない結果、又は突発的な衝動行為を行う結果、自傷行為又は他害行為を行うことがある。	統合失調症圏 心因性精神障害 躁うつ病圏 中毒性精神障害等
意識障害	周囲に対して適切な注意を払い、外界の刺激を的確に受けとつて対象を認知し、必要な思考及び判断を行つて行動に移し、それらのことの要点を記憶に留めておくという一連の能力の全般的な障害がみられ、このような病状又は状態像にある精神障害者は、見当識の障害を伴う結果、自傷行為又は他害行為を行うことがある。	中毒性精神障害 症状性又は器質性精神障害 心因性精神障害等
知能障害	先天性若しくは幼少時発症の脳障害により知能の発達が障害された状態又は成人後に生ずる器質的脳障害により知能が低下している状態にあり、周囲との意志の疎通や外界に対する感情の表出等の障害がみられ、このような病状又は状態像にある精神障害者は、突発的な衝動行為等を伴う結果、自傷行為又は他害行為を行うことがある。	知的障害 症状性又は器質性精神障害等
人格の病的状態	知能にほとんど欠陥はないが、人格構成要素の不均衡又は人格全体の異常等のために、本人が悩み又は他人が悩まされ、そのため個人あるいは社会に対し対立するに至るような人格の病的状態がみられ、このような病状又は状態像にある精神障害者は、周囲との意志の疎通や外界に対する感情の表出又は内的葛藤の処理が障害されやすいことに起因する適応障害が顕著な場合、自傷行為又は他害行為を行うことがある。	精神病質 統合失調症圏 症状性又は器質性精神障害に伴う人格変化 中毒性精神障害けいれん発作後の人格変容等

第二

法第二十九条の二第一項の規定に基づく入院に係る精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しい旨の法第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医による判定は、診察を実施した者について、第一の表に示した病状又は状態像により、自傷行為又は他害行為を引き起こすおそれが著しいと認めた場合に行うものとする。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
（警察官の通報）

第二十三条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

（都道府県知事による入院措置）

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第十九条の八の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならない。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第二十七条、第二十八条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第一項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。

(報告徴収等)

第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(参考)

○大麻取締法（昭和二十三年七月十日法律第二百二十四号）

第二十四条の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

第五十八の二 医師は診察の結果、受診者が麻薬中毒者であると判断したときは、すみやかに、その者の居住地の都道府県知事に届けなくてはならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

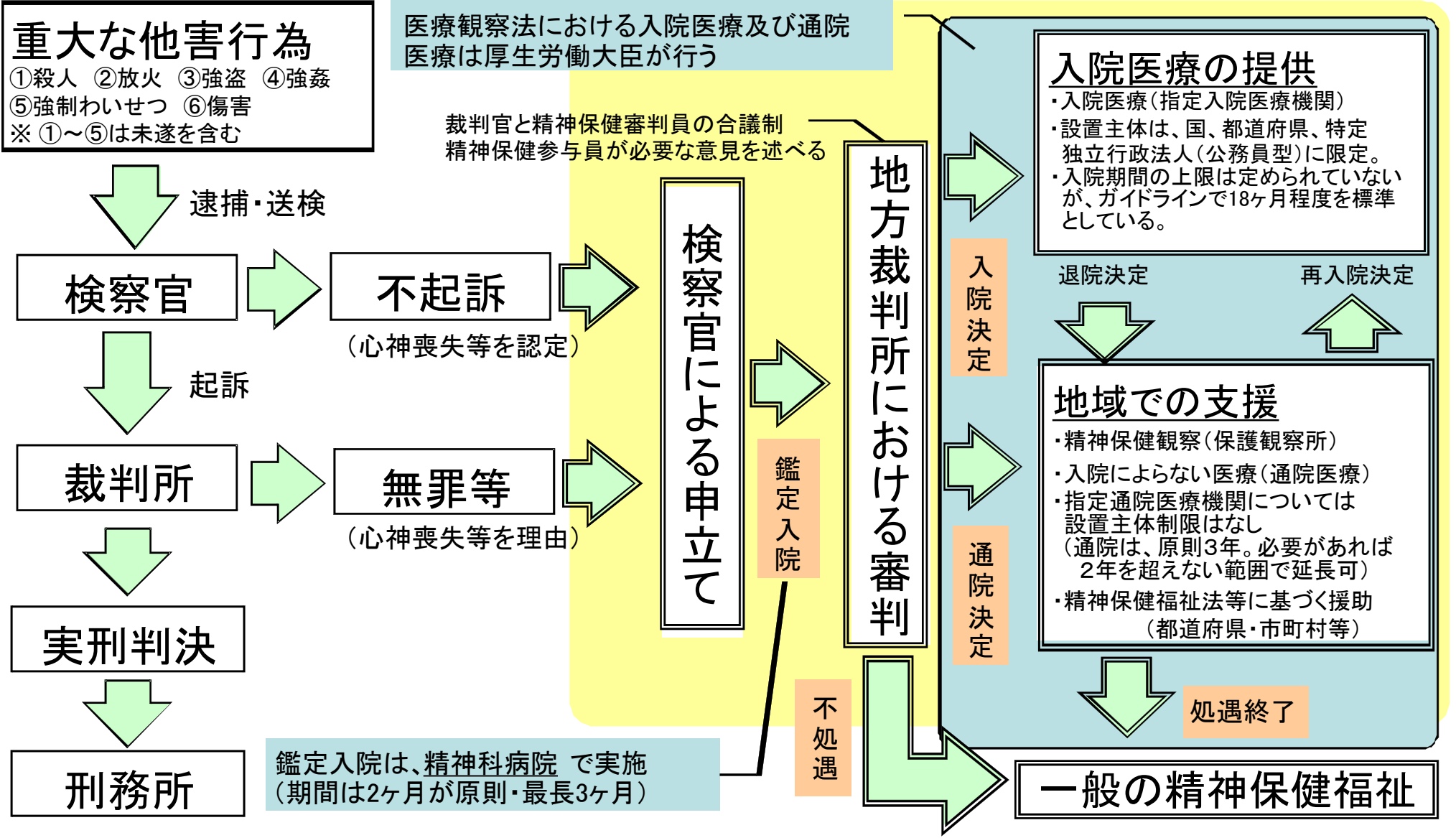
医療観察法関係

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の仕組み

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



医療観察法における入院決定又は通院決定の判断基準について

【処遇の要件】

出典：最高裁判所「医療観察法及び審判規則」の解説（法42条関係）より抜粋

- ①対象行為を行った際の精神障害を改善するため、本法による医療を受けさせる必要があると認められること。
- ②精神障害の改善に伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、本法による医療を受けさせる必要があると認められること。

→ ①、②の両者が認められる場合は入院決定又は通院決定がなされる

①の要件について

- 裁判所が対象者に対する処遇の要否及び内容を決定する時点において
 - ・当該対象者が対象行為を行った際の心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害と同様の精神障害を有し、かつそのような精神障害を改善（病状の増悪の抑制を含む。）するために、本法による医療を行うことが必要であること。（精神障害が治療可能性のあるものであること。）

②の要件について

- 裁判所が対象者に対する処遇の要否及び内容を決定する時点において
 - ・本法による医療を受けさせなければ、その精神障害のために社会復帰の妨げとなる同様の行為を行う具体的・現実的な可能性(※)があること。

※「同様の行為を行う具体的・現実的な可能性」

……裁判所が判断するに当たっては、当該対象者の精神障害の種類、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格、生活環境等が考慮される。